

議第118号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成31年 3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成30年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	35,348,000	30,379,000	65,727,000
	長浜市	41,250,000	25,000,000	66,250,000
	近江八幡市	5,852,000	739,000	6,591,000
	草津市	106,250,000	11,250,000	117,500,000
	甲賀市	2,124,000	1,071,000	3,195,000
	湖南市	35,848,000	△ 1,407,000	34,441,000
	高島市	20,250,000	6,901,000	27,151,000
	東近江市	20,240,000	11,869,000	32,109,000
	米原市	11,250,000	△ 1,764,000	9,486,000
	日野町	6,480,000	6,480,000	12,960,000
	竜王町	5,040,000	5,040,000	10,080,000
	愛荘町	3,152,000	185,000	3,337,000
	豊郷町	336,000	20,000	356,000
計		301,972,000	95,763,000	397,735,000
県営経営体育成基盤整備事業	長浜市	8,750,000	23,000	8,773,000
	栗東市	9,720,000	17,000,000	26,720,000
	甲賀市	14,000,000	△ 1,035,000	12,965,000
	湖南市	1,300,000	△ 962,000	338,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	東近江市	9,620,000 ^円	14,759,000 ^円	24,379,000 ^円
	計	49,390,000	29,785,000	79,175,000
県営中山間地域総合整備事業	甲賀市	1,500,000	△ 1,500,000	—
	東近江市	3,600,000	△ 1,016,000	2,584,000
	計	5,100,000	△ 2,516,000	2,584,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	6,250,000	△ 664,000	5,586,000
	計	6,250,000	△ 664,000	5,586,000
県営農地防災事業	長浜市	3,000,000	△ 2,400,000	600,000
	甲賀市	8,250,000	5,539,000	13,789,000
	高島市	9,900,000	11,000,000	20,900,000
	東近江市	1,022,000	4,006,000	5,028,000
	米原市	4,590,000	1,700,000	6,290,000
	日野町	330,000	916,000	1,246,000
	竜王町	262,000	728,000	990,000
	計	50,454,000	21,489,000	71,943,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成30年10月12日議決の「県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第130号）」の金額を改めようとするものである。